

【九州市長会提出議案】

第1号議案

下水道管の更新事業に係る社会資本整備総合交付金(通常分)の 交付額の確保について

(臼杵市)

近年、当該交付金の当初内示額が要望額を下回り、予算執行に苦慮する状況が続いている。具体的には、下水道事業などにおいて執行に支障をきたしており、予算配分の見直し、事業の先送り、起債事業への振り替えなどを余儀なくされている。

一方で、政府は老朽化した管径2m以上の大規模下水道管(全長5,000km)の更新工事を2030年度までに全国で完了させる目標を設定し、集中的に事業を進める計画を立てている。

しかしながら、本市の下水道事業は、対象とならない管径2m未満の管路しか有しておらず、このような大規模な更新工事に予算が集中的に配分されることで、今後の内示において、さらなる減額が生じることを懸念している。

つきましては、下水道管の更新事業については、その規模の大小にかかわらず、社会資本整備総合交付金の十分な配分を行うことを要望する。

第2号議案

配水管等の耐用年数の見直しについて

(佐伯市)

高度成長期に埋設された多くの配水管は、老朽化が進み、本格的な更新時期を迎えている。

更新に伴い布設する配水管については、東日本大震災の教訓を踏まえ、耐震性・耐久性に優れた新型管種を選択する水道事業者が多い中、現行の地方公営企業法施行規則では、配水管の耐用年数は一律40年と規定されている。

しかしながら、近年の技術進歩により配水管の耐久性は大きく向上し、一律40年と規定する現行の地方公営企業法施行規則は実態に沿わないものとなっている。

また、配水管以外の水道施設についても、ポンプ設備は15年、監視制御設備等の計測設備は10年と規定されているが、これらについても技術レベルの向上や維持管理の適正化を踏まえた見直しを検討すべき時期に来ていると考える。

つきましては、耐用年数は、水道事業の費用構成の中で大きな割合を占める減価償却費に関係し、水道使用者から徴収する水道料金の算定にも大きく影響を与えるものであることから、配水管等の耐用年数を一律の規定から、材質・構造等に応じた適切な規定へ見直すよう強く要望する。

第3号議案

重層的支援体制整備事業交付金の見直しについて

(竹田市)

本市では、令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、複雑化・複合化した課題は、多機関協働事業として必要な支援を行う包括的な支援体制を整えている。また、重層的支援体制整備事業の推進を「地域共生社会実現会議」と位置づけ、行政の福祉部門や社会福祉協議会のみでなく、総務・総合政策・教育・支所など横断的に協議しており、まさに重層的・包括的な支援体制を行っている。

こうした中、令和7年3月、厚生労働省からの重層的支援体制整備事業交付金に関する通知において、「多機関協働事業等に係る交付基準額の減額」および「多機関協働事業の外部委託禁止」が示された。多機関協働事業の委託については、今年度は理由書を提出することで認められる可能性があるが、来年度からは事業主体である市町村が自ら実施することとされている。

現在、本市の多機関協働事業は竹田市社会福祉協議会に委託し、各相談事業所や行政との連携・推進という中核的役割を担っていただいている。社会福祉協議会が有する専門職(社会福祉士・保健師や介護福祉士・ケアマネ等)のスキルを活かして、支援の提案・方針決定やプラン作成等の調整機能を果たすだけでなく、相談支援事業所とともに支援にあたるなど、各相談事業所や行政と連携して実施している。

つきましては、委託という形であっても支援体制の整備ができている現場の実態を踏まえない一方的な制度改正や新年度の開始を目前にしての見直しは、制度を利用し支援活動として実施している事業所の混乱を招き、何よりも困りを抱えた市民への支援の停滞につながりかねないため、社会資源の状況や取組内容等の地域特性に応じて、外部委託を認めるとともに、交付基準額については、人口規模による一律の見直しではなく、個別の市町村の状況に応じて必要額が確保されるよう現場の実態を踏まえた制度改正を強く要望する。

第4号議案

学校給食費の公費負担(無償化)について

(日田市)

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、社会全体で安心して子育てできる環境の確保及び少子化対策、保護者の負担軽減の観点からも、自治体の規模や財政力による地域間格差が生じないよう、小学校給食費の無償化については、国が全額負担し、地方の負担を求めないこと。あわせて、中学校給食費についても早急に無償化を図ることを要望する。

加えて、令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、「学校給食費の無償化の実現に向けて、（中略）小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。」とされ、文部科学省は令和6年12月27日に「『給食無償化』に関する課題の整理」を公表していることを踏まえ、具体的な方策を早急に検討し、実現するよう要望する。

第5号議案

農地整備等に係る地方財政措置の拡充について

(宇佐市)

旧宇佐市では、昭和40年代に実施した国営農業水利事業により、現在の約4000haの農地及びこれに伴う水利施設が整備された。しかし、事業から40年以上経過したことにより、水路からの漏水、担い手への集積に伴い一農家が管理するほ場枚数の増加など、耕作に係る障害が発生している。そこで、ほ場の大区画化、パイプラインの整備、地下水位制御システムの導入の3本柱で、約1200ha規模の農地整備を計画している。

本市が計画する県営農地整備事業では、市負担は事業費の12.5%(ガイドラインでは10%)、農家負担は事業費の5%(ガイドラインでは12.5%)としているが、農地集積の割合で農家が受け取ることができる中心的経営体農地集積促進事業(キャッシュバック事業)により、農家負担なしで実施できる制度設計としている。

農地整備は面的につながることが望ましく、事業推進にあたっては農家負担なしを前提に広く事業参加を募るため要望は多くなることが見込まれ、これに伴い市の負担も増加していくことが予想される。

国は令和6年に食料・農業・農村基本法を改正し、食料の安定供給の確保などを盛り込んでいるところであり、食料自給力を向上させる観点からも推進すべき事業と考える。

つきましては、現行の地方財政措置では十分な財源が確保できないため、農業生産基盤整備事業のうち農地整備事業及び水利施設整備事業に係る地方債(公共事業等債)については、交付税措置率を嵩上げするなどの地方財政措置の拡充を要望する。